

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、坂出市西庄土地改良区が土地改良事業（農業基盤整備促進事業（水路改修事業）八十場地区）を行うことについて平成27年7月14日適当と決定した。

その関係書類を坂出市建設経済部産業課において平成27年7月30日から同年8月19日まで縦覧に供する。

平成27年7月24日

香川県知事 浜 田 恵 造